

雇 児 総 発0330 第1号
社 援 基 発0330 第1号
障 企 発0330 第1号
老 高 発0330 第1号
平成22年3月30日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

**「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の
判断基準に関するガイドライン」について」の一部改正について**

標記については、平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」により実施しているところであるが、今般、各評価項目の判断基準等について、別添新旧対照表のとおり一部改定をしたので、都道府県推進組織、貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。

なお、本指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。